

元請事業者

10月22日まで

受注した工事の下請事業者への依頼

- ※ 調査の対象となる工事は、依頼文の添付している資料（以下「A」という。）を確認すること
- ※ 共同企業体による施工工事の場合、その代表者は、構成員にも依頼

※ 下請事業者は、調査票を直接旭川市に提出。（元請事業者が取りまとめをする必要はありません。）

11月26日まで

調査票の記入

① 調査の対象となる工事が複数ある場合

調査の対象となる労働者がいる工事の中で、原則、請負金額が最も高い工事を1つ選ぶ

調査票は、1事業者、1工事の回答です！！

※ Aに記載されているすべての工事において、自社の労働者が従事していない場合
調査票に、「該当する労働者なし」と記載

② 工期の中から、任意の月を選択

③ ②で選んだ月分として、従事した労働者に支払った賃金状況を調査票に記入

※ 従事した労働者の賃金台帳等から転記する

11月26日まで

調査票の提出

旭川市のホームページから調査票を添付して提出

下請事業者

※ 共同企業体の構成員含む

10月22日まで

元請事業者から依頼を受ける

※ 自社が元請事業者として依頼を受けている場合

- ①元請事業者として施工した工事の中に、自社が従事した労働者がいる場合
⇒ その工事を調査票記載対象工事とする（元請事業者として施工した工事を優先）
- ①でない場合は、下請事業者として施工した工事の中で、自社が従事した労働者がいる場合
⇒ その工事を調査票記載対象工事とする

調査票に記載する工事を1つ選択

※ 複数の工事を下請事業者として施工している場合は、自社が従事した労働者がいる工事を1つ選択
複数の元請事業者から依頼がある場合が想定されますが、その中から調査票に記載する工事を1つ選択します。
調査票を何枚も提出する必要はありません。

調査票の記入

- ① 工期の中から、任意の月を選択
- ② ①で選んだ月分として、従事した労働者に支払った賃金状況を調査票に記入
※ 従事した労働者の賃金台帳等から転記する

11月26日まで

調査票の提出

旭川市のホームページから調査票を添付して提出